

「UX Project」ロゴマーク利用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県で利用する「UX Project」ロゴマーク（以下「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「くまもとサプライズ」キャラクターとの関係)

第2条 マークの利用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴの利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」）の趣旨を順守することを条件に、本利用管理規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

(マークの利用)

第3条 マークは、別表1のとおりとする。

2 マークは、熊本県が「UX Project」の周知・推進のためのポスター、チラシ、広報等に利用できる。

また、別表1に定める表示規程を満たしたうえで、同プロジェクトの周知・推進に取り組む企業及び個人等（以下「連携企業等」という。）が取り扱う自社の広報等（別表2参照。以下、「広報」という。）並びに本プロジェクトとの連携により開発した製品・サービス等（別表2参照。以下、「製品・サービス」という。）に利用することができる。

(利用の申請)

第4条 マークを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に利用する場合及び、県が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ熊本県（以下「県」という。）の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする者は、熊本県・市町村共同システム電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11741）により、次のデータを添えて、県に申請しなければならない。

- (1) マークの利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他県が必要と認める書類

3 前項に掲げる申請は、UXメンバーシップ制度への入会を認められた者のみとする。ただし、当該入会の可否が通知されていない者の中で、書類提出日時点においてUXメンバーシップ制度への入会申請が確認できた者については、この限りでない。

(利用の許諾)

第5条 県は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が本プロジェクトの推進や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、県が必要と認める場合には、マー

クの利用方法その他について、条件を付すことができる。

- 2 県は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第1号）を申請者へ送付する。

（マークの取扱い）

第6条 マークの利用料は、無料とする。

- 2 この規定による利用許可の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務は、利用者が負担する。

（使用の非独占性等）

第7条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを利用する権利を付与するものではない。

（損失補償等の責任）

第8条 県は、マークを利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、マークを利用した製品・サービス等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、マークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第9条 県は、広くマークの利用推進を図る視点から、利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（利用状況の報告）

第10条 県は、必要があると認めるときは、マークの利用者に対し、マークの利用状況等について、口頭又は文書により報告を求めることができる。

（利用許諾の取消）

第11条 県は、マーク利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、マークの利用許諾を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請により承諾を受けたとき
 - (2) ロゴマークの利用を中止又は廃止したとき
 - (3) その他、利用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 県は、マーク利用者が前項に該当することが疑われる場合は、マーク利用者に対して調査等を行うことができる。
 - 3 マーク利用者は、前項の県の調査等に協力するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、熊本県商工労働部産業振興局産業支援課が行う。

附則

この規程は、令和2年（2020年）11月20日から適用する。


附則

この規程は、令和5年（2023年）5月26日から適用する。

附則

この規程は、令和5年（2023年）6月30日から適用する。

別表1：「UX Project」ロゴマーク一覧

利用できるマーク	①カラー	
	②白黒	
表示規程	<p>1 マークは、カラーで利用する場合は上記①、白黒で利用する場合は上記②を利用することとし、県に無断でデザインを改変してはならない。</p> <p>2 マークを表示した広報には、任意の箇所に著作権表示（「©2010 熊本県くまモン」又は「©2010 kumamoto pref. kumamon」）を必ず表示すること。</p> <p>また、製品・サービスにマークを表示する場合は、著作権表示を「©2010 熊本県くまモン#U〇〇〇〇〇〇（利用許諾書で付す5桁の利用許諾番号）」又は「©2010 kumamoto pref. kumamon#U〇〇〇〇〇〇（利用許諾書で付す5桁の利用許諾番号）」とすること。</p>	

別表2：マーク表示対象となる広報及び製品・サービス（連携企業等による利用例）

広報	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、工場等における掲示 ・自社ホームページへの掲載 ・刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載 ・社員用名刺への表示
サービス・製品	<ul style="list-style-type: none"> ・製品パッケージへの表示 ・製品・サービスの広告（チラシ、ポスター、店頭ポップアップ、販売用ホームページ等）への掲載
備考	上記以外への利用の可否については、個別に判断を行う。

「UX Project」ロゴマーク利用許諾書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

熊本県商工労働部産業振興局産業支援課長

年 月 日付けで利用申請のありました「UX Project」ロゴマークの利用について、許諾します。なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

用 途	※ 製品・サービスへ表示する場合は、その名称を記載						
利用許諾番号	#	U					※ 製品・サービスへ表示する場合のみ記載
特記事項							

記

- 1 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 2 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、熊本県は一切の責任を負いません。
- 3 製品・サービスへの表示にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 4 利用許諾番号は、本書に記載する対象製品・サービスに限り利用が認められたものであり、他の利用許諾を受けていない製品・サービス等への利用はできません。
- 5 申請内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することができません。また、取消しによって生じた障害について、熊本県は一切の責任を負いません。
- 8 マークの適切な利用を図るため、利用の状況、利用したい「UX Project」関連製品・サービス等の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 「UX Project」ロゴマーク利用管理規程は、必要に応じて変更することがあります。